○会津若松市廃棄物処理運営審議会条例

昭和58年3月29日 会津若松市条例第5号

改正 平成11年3月31日条例第19号

(設置)

第1条 本市における廃棄物処理行政の適正かつ円滑な運営を図るため、会津若松市 廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、廃棄物処理に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 廃棄物行政に関心を持つ市民
 - (2) 各種団体(委託業者を除く。)の代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 関係行政機関の職員

(平11条例19・一部改正)

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第2項第2号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規 定にかかわらず、その身分を失つたときは委員の職を失う。

(平11条例19・一部改正)

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者等の出席)

第7条 議長は、必要があると認めたときは、審議会に関係者等の出席を求め、その 説明又は意見を聞くことができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平11条例19・旧9条繰上)

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置等)
- 2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市議 会議員及び市職員から選任された委員は、施行日にその身分を失う。
- 3 施行日以後、前項の規定によりなお従前の例によることとされる委員(以下この項において「現任委員」という。)の任期が満了するまでの間において、新たに選任される委員の任期は、改正後の会津若松市廃棄物処理運営審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、現任委員の任期が満了するまでとする。